

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																
総-10	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 から4まで (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社		—		<p>第1章 総則</p> <p>第3節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第4 防災関係機関の業務大綱</p> <p>1 から4まで (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社		楽天モバイル株式会社		<p>➤ 「県地域防災計画」指定公共機関の追加</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
ソフトバンク株式会社																			
—																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
ソフトバンク株式会社																			
楽天モバイル株式会社																			
総-12	<p>(新設)</p>	<p>第5 <u>防災行動計画（タイムライン）の作成</u></p> <p><u>国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>																
総-14	<p>第4節 市の概況</p> <p>第1 位置と自然条件</p> <p>(略)</p> <p>2 気候</p> <p>本市は東南部の一部において太平洋岸気候を示しているが、大部分は内陸性気候となっており、気温の差が大きく、平成27年の年間平均気温は <u>12.3°C</u>、年間降水量は <u>988mm</u>となっている。</p> <p>冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては温暖な住み良い条件下にある。</p> <p>3 面積と土地利用</p> <p>本市の面積は <u>536.12km²</u>で、県全体の7.36%を占め、栗原市、大崎市、仙台市、石巻市に次いで県内第5位の広さがある。</p> <p>地目別では森林・原野 <u>222.50km²</u> (41.5%) が最も多く、農用地 <u>177.20km²</u> (<u>33.1%</u>)、宅地 <u>29.30km²</u> (5.5%) となっており、自然が豊かである。</p>	<p>第4節 市の概況</p> <p>第1 位置と自然条件</p> <p>(略)</p> <p>2 気候</p> <p>本市は東南部の一部において太平洋岸気候を示しているが、大部分は内陸性気候となっており、気温の差が大きく、<u>令和2年</u>の年間平均気温は <u>12.4°C</u>、年間降水量は <u>981mm</u>となっている。</p> <p>冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあっては温暖な住み良い条件下にある。</p> <p>3 面積と土地利用</p> <p>本市の面積は <u>536.12km²</u>で、県全体の7.36%を占め、栗原市、大崎市、仙台市、石巻市に次いで県内第5位の広さがある。</p> <p>地目別では森林・原野 <u>222.50km²</u> (41.5%) が最も多く、農用地 <u>176.20km²</u> (<u>32.9%</u>)、宅地 <u>29.64km²</u> (5.5%) となっており、自然が豊かである。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																
総-15	<p>第2 人口・世帯</p>	<p>第2 人口・世帯</p>																	

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
<p>総-16</p>	<p>総人口は平成27年には81,989人で、平成22年調査時より約2%減少している。世帯数は26,234世帯で、増加傾向にある。 <u>しかし</u>、世帯人員は平成27年で3.13人であり、年々減少している。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通網</p> <p>本市の道路網は、国道45号、342号、346号、398号及び国道456号を中心として、主要地方道8路線及び一般県道15路線で形成されており、そのうち主要な6路線が旧迫町を中心として放射状に延びている。</p> <p>鉄道はJR東北本線が本市の北西部の旧迫町と旧石越町を、JR気仙沼線が本市南部の旧豊里町と南東部の旧津山町まで走っている。</p> <p>本市は、国道4号などの幹線道路、あるいは東北の大動脈である東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線「くりこま高原駅」までとの間に距離がある上、これらに接続するアクセス道路網の整備が遅れている状況にあったが、<u>「三陸縦貫自動車道」が気仙沼方面へ延伸されたこと、及び現在整備中で一部供用を開始している「みやぎ県北高速幹線道路」により</u></p> <p>_____、さまざまな効果が期待されている。</p> <p>(略)</p>	<p>総人口は令和2年には76,037人で、平成27年調査時より約7.2%減少している。世帯数は25,697世帯で、減少傾向にある。 <u>また</u>、世帯人員は令和2年で2.96人であり、年々減少している。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通網</p> <p>本市の道路網は、国道45号、342号、346号、398号及び国道456号を中心として、主要地方道8路線及び一般県道15路線で形成されており、そのうち主要な6路線が迫町を中心として放射状に延びている。</p> <p>鉄道はJR東北本線が本市の北西部の迫町と石越町を、JR気仙沼線が本市南部の豊里町と南東部の津山町まで走っている。</p> <p>本市は、国道4号などの幹線道路、あるいは東北の大動脈である東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線「くりこま高原駅」までとの間に距離がある上、これらに接続するアクセス道路網の整備が遅れている状況にあったが、<u>東日本大震災の復興道路として国が整備を進めてきた「三陸沿岸道」が全線開通したこと、及び復興支援道路として2013年度から整備を進めてきた「みやぎ県北高速幹線道路」の全線開通により、県北部の広域交流強化、産業・観光振興、救急医療活動の支援、渋滞緩和など</u>、さまざまな効果が期待されている。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
<p>予-1</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強いまちづくり <u>(新設)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強いまちづくり</p> <p><u>第1 風水害に強いまちづくり</u></p> <p><u>1 風水害に強いまちの形成</u></p> <p><u>国、県及び市は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。</u></p> <p><u>また、国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p><u>国、県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
		<p><u>合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。</u></p> <p><u>2 災害危険区域の指定等</u></p> <p><u>市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p><u>市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p><u>3 予測、観測の充実・強化等</u></p> <p><u>国、県及び市は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。</u></p> <p><u>4 生活防災緊急対策</u></p> <p><u>市は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。</u></p>	
<p>予-1</p> <p>予-4</p>	<p>第<u>1</u> 水害予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 河川の維持管理</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 河川の維持規制</p> <p>河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する<u>等</u>の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5から8まで (略)</p>	<p>第<u>2</u> 水害予防対策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 河川の維持管理</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 河川の維持規制</p> <p>河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する<u>など</u>の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>5から8まで (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
<p>予-5</p>	<p>9 洪水浸水想定区域の指定</p>	<p>9 洪水浸水想定区域の指定</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>市は、東北地方整備局、県の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、市域における浸水の状況を把握し、水害防止対策を推進するとともに、これらの情報の関係機関等へ提供するよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>市は、東北地方整備局、県の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、市域における浸水の状況を把握し、水害防止対策を推進するとともに、これらの情報の関係機関等へ提供するよう努める。<u>市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p> <p>(略)</p>	
予-6	<p>10 浸水被害軽減地区 _____</p> <p>(略)</p>	<p>10 浸水被害軽減地区の<u>指定</u></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
予-6	<p>11 <u>農業用ため池決壊時のハザードマップ作成</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p>	<p>11 <u>農地防災対策及び農地保全対策</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</u></p> <p><u>また、農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
予-6	<p>12 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</p> <p><u>複合的な災害にも多層的に備え</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」、等 _____ を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の <u>多様な</u> _____ 関係者で _____、 _____ 密接な連携体制を構築する。</p> <p>13 (略)</p>	<p>12 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</p> <p><u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」、<u>「流域治水協議会」</u>等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の <u>集水域を含めた流域全体のあらゆる</u> 関係者が協働し、<u>「流域治水」の取組を推進するための</u>密接な連携体制を構築する。</p> <p>13 (略)</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-6	<p>(新設)</p>	<p>14 <u>浸水被害防止区域の指定</u></p> <p><u>県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</u></p> <p>15 <u>雨水出水浸水想定区域の指定</u></p> <p><u>市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水で</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-6	(新設)	<p><u>きなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>16 超過洪水対策</u></p> <p><u>市は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。</u></p>	
予-6	<p>第2 土砂災害予防対策</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>国、県及び市は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
予-7	<p>(3) 土地利用の適正化</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(3) 土地利用の適正化</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
予-9	<p>4 及び 5 (略)</p> <p>6 治山事業</p> <p><u>山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するなど山腹崩壊等対策や流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p>	<p>4 及び 5 (略)</p> <p>6 治山事業</p> <p><u>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国、県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
		等を推進するものとする。（略）	
予-9	7 <u>土砂等の埋立て等の規制に関する条例による規制</u> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	7 <u>盛土による災害防止</u> 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	➤ 「防災基本計画」の修正
予-9 予-10	第 <u>3</u> （略） 第 <u>4</u> （略） 第 <u>5</u> （略）	第 <u>4</u> （略） 第 <u>5</u> （略） 第 <u>6</u> （略）	➤ 条項ずれ
予-18	第4節 ライフライン施設等の予防対策 第1及び第2（略） 第3 下水道施設 （略） 1から3まで（略） <u>（新設）</u> 第4及び第5（略）	第4節 ライフライン施設等の予防対策 第1及び第2（略） 第3 下水道施設 （略） 1から3まで（略） <u>4 浸水被害の軽減</u> 市及び地方公共団体は、特定都市河川流域や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。 第4及び第5（略）	➤ 記述の適正化
予-19	第6 電信・電話施設 1 設備の災害予防 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時非常用電源等の整備によりから設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> 第7（略）	第6 電信・電話施設 1 設備の災害予防 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。 <u>また、電気通信施設の災害予防では、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。</u> 第7（略）	➤ 記述の適正化

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-19	<p>第8 廃棄物処理施設</p> <p>1 処理施設の<u>耐震化</u>等</p> <p>市及び廃棄物処理業者は、<u>耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）</u>や風水害等の災害を考慮して_____浸水対策を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>第8 廃棄物処理施設</p> <p>1 処理施設の<u>浸水対策</u>等</p> <p>市及び廃棄物処理業者は、_____</p> <p>_____</p> <p>風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-21	<p>第5節 職員の配備体制</p> <p>第1 目的</p> <p>市内に<u>おいて災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合</u>には、市及び防災関係機関は、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画を定めておく。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 災害対策本部</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>予-22 3 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>市災害対策本部は、市内に_____相当規模以上の<u>災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合</u>において、市長が必要と認めたときに設置（ただし、市内において震度6以上の地震が観測されたときは、自動的に設置する）し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと市長が認めたときに廃止する。</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 職員の配備体制</p> <p>第1 目的</p> <p>市内に<u>おける災害時</u> _____には、市及び防災関係機関は、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画を定めておく。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 災害対策本部</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>予-22 3 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>市災害対策本部は、市内に<u>おける</u>相当規模以上の<u>災害時</u> _____において、市長が必要と認めたときに設置（ただし、市内において震度6以上の地震が観測されたときは、自動的に設置する）し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと市長が認めたときに廃止する。</p> <p>（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
予-31	<p>第7節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1から7まで （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第7節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災拠点の整備及び連携</p> <p>1から7まで （略）</p> <p><u>8 国、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>9 市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとも</u></p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-31	<p>第3 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>に、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u></p> <p><u>10 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。</u></p> <p>第3 防災用資機材等の整備・充実</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u></p> <p>（略）</p>	
予-36	<p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送道路の確保及び整備</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送道路の確保及び整備</p> <p><u>国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-39	<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 医療救護体制</p> <p>1から6まで （略）</p> <p>7 災害時の搬送システムの整備</p> <p>市は、消防本部及び関係機関等との協力により、災害時における傷病者、救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・的確な搬送を行うため、救急車両はもとより、<u>_____</u>県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター等を利用した搬送手段の確保及び重傷度、緊急度に対応した適切な救急搬送体制</p>	<p>第10節 医療救護体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 医療救護体制</p> <p>1から6まで （略）</p> <p>7 災害時の搬送システムの整備</p> <p>市は、消防本部及び関係機関等との協力により、災害時における傷病者、救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・的確な搬送を行うため、救急車両はもとより、<u>県ドクターヘリコプター、</u>県防災ヘリコプター、民間所有ヘリコプター等を利用した搬送手段の確保及び重傷度、緊急度に対応した適切な救急搬送体制</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>の整備を図る。 8及び9（略）</p>	<p>の整備を図る。 8及び9（略）</p>	
予-40	<p>第11節 避難対策 第1（略）</p>	<p>第11節 避難対策 第1（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 「防災基本計画」 の修正</p>
予-40	<p>第2節 避難誘導體制 （略） また、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。 _____</p>	<p>第2節 避難誘導體制 （略） また、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u> _____</p>	
予-42	<p>（略） 第3節 水害、土砂災害における避難情報 1（略） 2 避難情報の発令対象区域の設定 （1）（略） （2）土砂災害 （略） また、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、_____大雨警報（土砂災害）の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。さらに、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p>	<p>（略） 第3節 水害、土砂災害における避難情報 1（略） 2 避難情報の発令対象区域の設定 （1）（略） （2）土砂災害 （略） また、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））</u>の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。さらに、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p>	
予-44	<p>第4節（略） 第5節 避難所の確保 1及び2（略） 3 指定避難所の施設・設備の整備 （1）指定避難所の施設の整備 市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、_____簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報</p>	<p>第4節（略） 第5節 避難所の確保 1及び2（略） 3 指定避難所の施設・設備の整備 （1）指定避難所の施設の整備 市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、<u>段ボールベッド</u>、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報</p>	<p>▶ 記述の適正化 ▶ 「防災基本計画」 の修正</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>の入手に資する機器の整備を努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p>	<p>報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p>	
予-44	<p>4 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、市、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。（略） (1) から (9) まで （略）</p>	<p>4 避難所の運営・管理 市及び各避難所の運営者は、避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（平成25年8月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。（略） (1) から (9) まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-45	<p>(10) （略） 感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (11) （略） 5 及び 6 （略）</p>	<p>(10) （略） 感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 (11) （略） 5 及び 6 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
予-45	<p>7 福祉避難所の確保 (1) 福祉避難所の整備及び指定 市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難</p>	<p>7 福祉避難所の確保 (1) 福祉避難所の指定及び整備 市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「防災基本計画」の修正</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-45	<p>な障害者_____等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。 _____ _____ (略) (2) から (4) まで (略) 8 (略) 第6 (略)</p>	<p>な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> (略) (2) から (4) まで (略) 8 (略) 第6 (略)</p>	
予-49	<p>第9 避難計画の作成 1 (略) なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する<u>等</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 (略) 避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(<u>令和3年5月</u>)を参考とする。 (略) 第10 から第13 まで (略)</p>	<p>第9 避難計画の作成 1 (略) なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する<u>など</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 (略) 避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(<u>平成17年3月策定</u>)を参考とする。 (略) 第10 から第13 まで (略)</p>	▶ 記述の適正化
予-56	<p>第13節 ボランティアのコーディネート 第1 及び第2 (略) 第3 一般ボランティアのコーディネート体制 1 (略) 2 市の支援 (1) NPO等との連携 市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりについて、社会福祉協議会、各関係機関と連携するとともに、_____ _____研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>第13節 ボランティアのコーディネート 第1 及び第2 (略) 第3 一般ボランティアのコーディネート体制 1 (略) 2 市の支援 (1) NPO等との連携 市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりについて、社会福祉協議会、各関係機関と連携するとともに、<u>平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	▶ 「防災基本計画」の修正
予-58	<p>第14節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第1 (略)</p>	<p>第14節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第1 (略)</p>	▶ 記述の適正化

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-58	<p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 （1）及び（2） （略） （3） 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 （略）</p> <p>ア <u> </u>名簿の作成・更新 （略）</p> <p>イからウ （略）</p>	<p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 （1）及び（2） （略） （3） 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 （略）</p> <p>ア <u>避難行動要支援者</u>名簿の作成・更新 （略）</p> <p>イからウ （略）</p>	
予-60	<p>エ <u> </u>個別避難計画の提供</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察 機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等<u>など</u>避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人<u> </u>の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。（略）</p> <p>オ （略）</p> <p>（4）から（9）まで （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>エ <u>避難行動要支援者名簿・個別避難計画</u>の提供</p> <p>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等<u>の</u> 避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（<u>個別避難計画については避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者</u>）の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。（略）</p> <p>オ （略）</p> <p>（4）から（9）まで （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 （略）</p>	▶ 記述の適正化
予-62	<p>第4 旅行者への支援対策 （略）このため、市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月<u> </u>国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に<u> </u>努める。 （略）</p>	<p>第4 旅行者への支援対策 （略）このため、市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月<u>策定</u>、国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。 （略）</p>	▶ 記述の適正化
予-66	<p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 （略）</p> <p>2 住民<u> </u>への防災知識の普及</p> <p>市は、住民<u> </u>の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講習会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3</p>	<p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 （略）</p> <p>2 住民<u>等</u>への防災知識の普及</p> <p>市は、住民<u>等</u>の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講習会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3</p>	▶ 記述の適正化

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
予-67	<p>日間、推奨一週間の食料、飲料水等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、自動車へのこまめな満タン給油、家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に取るべき行動、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、指定緊急避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>日間、推奨一週間の食料、飲料水等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、自動車へのこまめな満タン給油、家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に取るべき行動、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、指定緊急避難場所での行動など、防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>（略）</p>	
予-68	<p>第3 学校等教育機関における防災教育 1から6まで （略） （新設）</p> <p>第4 （略）</p>	<p>第3 学校等教育機関における防災教育 1から6まで （略） <u>7 市及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第4 （略）</p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-72	<p>第17節 防災訓練の実施 第1から第5まで （略） （新設）</p>	<p>第17節 防災訓練の実施 第1から第5まで （略） <u>第6 救助・救急関係機関の教育訓練</u> <u>救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>
予-78	<p>第19節 企業等の防災対策の推進 第1 （略） 第2 企業等の役割 1及び2 （略） 3 避難確保計画に対する助言及び指導 （略）<u>さらに</u>、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する<u>等</u>、避難確保計画の作成を促すため必要な措置をとることができる。</p>	<p>第19節 企業等の防災対策の推進 第1 （略） 第2 企業等の役割 1及び2 （略） 3 避難確保計画に対する助言及び指導 （略）<u>また</u>、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する<u>など</u>、避難確保計画の作成を促すため必要な措置をとることができる。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
予-80	<p>第20節 災害種別毎予防対策 第1から第5まで （略） 第6 道路災害予防対策 1から4まで （略）</p>	<p>第20節 災害種別毎予防対策 第1から第5まで （略） 第6 道路災害予防対策 1から4まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																		
予-89	5 防災関係機関相互の応援体制 (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する <u>等</u> 平常時より連携を強化しておく。	5 防災関係機関相互の応援体制 (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する <u>など</u> 平常時より連携を強化しておく。																			
予-91	第21節 複合災害対策 第1 (略) 第2 複合災害の応急対策への備え 市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が <u>複雑化</u> することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。 第3 (略)	第21節 複合災害対策 第1 (略) 第2 複合災害の応急対策への備え <u>市</u> 及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が <u>複合化</u> することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。 第3 (略)	▶ 「防災基本計画」の修正																		
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策																			
応-1	第1節 防災気象情報の伝達 第1 (略) 第2 防災気象情報 (略)	第1節 防災気象情報の伝達 第1 (略) 第2 防災気象情報 (略)	▶ 記述の適正化 ▶ 「避難情報に関するガイドライン」の更新																		
応-2	1 防災気象情報及びその活用 (略) <table border="1" data-bbox="320 1205 1377 1612"> <tr> <td data-bbox="320 1205 388 1612" rowspan="4">(略)</td> <td data-bbox="388 1205 587 1260">大雨特別警報</td> <td data-bbox="587 1205 1377 1260">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u> </u>ときに発表される。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1260 587 1314">大雪特別警報</td> <td data-bbox="587 1260 1377 1314">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u> </u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1314 587 1369">暴風特別警報</td> <td data-bbox="587 1314 1377 1369">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u> </u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1369 587 1612">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="587 1369 1377 1612">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u> </u>ときに発表される。(略)</td> </tr> </table>	(略)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。(略)	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。(略)	1 防災気象情報及びその活用 (略) <table border="1" data-bbox="1478 1205 2534 1612"> <tr> <td data-bbox="1478 1205 1546 1612" rowspan="4">(略)</td> <td data-bbox="1546 1205 1745 1260">大雨特別警報</td> <td data-bbox="1745 1205 2534 1260">大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1260 1745 1314">大雪特別警報</td> <td data-bbox="1745 1260 2534 1314">大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1314 1745 1369">暴風特別警報</td> <td data-bbox="1745 1314 2534 1369">暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1369 1745 1612">暴風雪特別警報</td> <td data-bbox="1745 1369 2534 1612">雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。(略)</td> </tr> </table>	(略)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)	
(略)	大雨特別警報		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。(略)																		
	大雪特別警報		大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。																		
	暴風特別警報		暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。																		
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u> </u> ときに発表される。(略)																			
(略)	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)																			
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。																			
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。																			
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。(略)																			
応-3	(略) <table border="1" data-bbox="320 1654 1377 1944"> <tr> <td data-bbox="320 1654 388 1944" rowspan="2">(略)</td> <td data-bbox="388 1654 587 1843">洪水注意報</td> <td data-bbox="587 1654 1377 1843">河川の上流域での降雨や融雪<u>などにより河川が増水し</u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、<u>ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="388 1843 587 1944">(略)</td> <td data-bbox="587 1843 1377 1944"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1843 388 1944"></td> <td data-bbox="388 1843 587 1944">風雪注意報</td> <td data-bbox="587 1843 1377 1944">(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる<u>視覚</u>障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</td> </tr> </table>	(略)	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>などにより河川が増水し</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、 <u>ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)			風雪注意報	(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる <u>視覚</u> 障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	(略) <table border="1" data-bbox="1478 1654 2534 1944"> <tr> <td data-bbox="1478 1654 1546 1944" rowspan="2">(略)</td> <td data-bbox="1546 1654 1745 1843">洪水注意報</td> <td data-bbox="1745 1654 2534 1843">河川の上流域での降雨や融雪<u>等による河川が増水により</u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1843 1745 1944">(略)</td> <td data-bbox="1745 1843 2534 1944"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1843 1546 1944"></td> <td data-bbox="1546 1843 1745 1944">風雪注意報</td> <td data-bbox="1745 1843 2534 1944">(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる<u>視程</u>障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</td> </tr> </table>	(略)	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>等による河川が増水により</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)			風雪注意報	(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる <u>視程</u> 障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。			
(略)	洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪 <u>などにより河川が増水し</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、 <u>ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																		
	(略)																				
	風雪注意報	(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる <u>視覚</u> 障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。																			
(略)	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪 <u>等による河川が増水により</u> 、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備え、 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																			
	(略)																				
	風雪注意報	(略)「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる <u>視程</u> 障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。																			

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）		修正後		備考
応-3	(略)	(略)	(略)	(略)	
	低温注意報	(略) 具体的には、低温 <u>のため</u> 農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	低温注意報	(略) 具体的には、低温 <u>による</u> 農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略) ※「 <u>極めて危険</u> 」（ <u>濃い紫</u> ）： <u>警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。</u>	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	(略) ・「 <u>災害切迫</u> 」（ <u>黒</u> ）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（ <u>紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	
応-4	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略)	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	(略) ・「 <u>災害切迫</u> 」（ <u>黒</u> ）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>	
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	(略) ・「 <u>災害切迫</u> 」（ <u>黒</u> ）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>危険</u> 」（ <u>紫</u> ）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
応-5	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難 <u>情報</u> の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。(略)	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難 <u>指示</u> の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。(略)	
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中 <u>の二次細分区域において、</u> <u>_____</u> <u>_____</u> キキクル <u>_____</u> の「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）が出現し、 <u>かつ</u> 数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダー	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中 <u>に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、</u> キキクル <u>（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合</u>	

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																		
<p>応-5</p>	<p>と地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(注1) (略) (注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、<u>重大な災害が起こる</u> おそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や<u>低地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻<u>確度発生</u>ナウキャスト」等で発表される。(略) (注3) 及び(注4) (略) (別表1) (略)</p>	<p>に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(注1) (略) (注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻<u>発生確度</u>ナウキャスト」等で発表される。(略) (注3) 及び(注4) (略) (別表1) 特別警報発表基準一覧表(略)</p>																			
<p>応-6 応-7 応-8</p>	<p>(表略)</p>	<p>(表略) ※「(別表2) 大雨警報基準」、「(別表3) 洪水警報基準」、「(別表4) 大雨注意報基準」、「(別表5) 洪水注意報基準」、「(別表6) 水防活動用警報・注意報一覧」、を最新の情報に更新</p>																			
<p>応-10</p>	<p>2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報 (略) (1) 洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="368 1402 1377 1812"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="368 1402 617 1451">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1451 439 1766" rowspan="2">洪水警報</td> <td data-bbox="439 1451 617 1541">氾濫発生情報</td> <td data-bbox="617 1451 1377 1541">(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動<u>が</u>必要となる。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1541 617 1766">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="617 1541 1377 1766">氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続している</u>ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況<u>であり</u>、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="368 1766 617 1812">(略)</td> </tr> </table> <p>3及び5 (略)</p>	(略)		洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>が</u> 必要となる。(略)	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状況が継続している</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)	(略)		<p>2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報 (略) (1) 洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1528 1402 2537 1812"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1528 1402 1777 1451">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 1451 1599 1766" rowspan="2">洪水警報</td> <td data-bbox="1599 1451 1777 1541">氾濫発生情報</td> <td data-bbox="1777 1451 2537 1541">(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動<u>等</u>が必要となる。(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1541 1777 1766">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="1777 1541 2537 1766">氾濫危険水位に到達したとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u>ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況<u>であり</u>、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1528 1766 1777 1812">(略)</td> </tr> </table> <p>3及び5 (略)</p>	(略)		洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>等</u> が必要となる。(略)	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)	(略)		<p>➤ 記述の適正化 ➤ 「避難情報に関するガイドライン」の更新</p>
(略)																					
洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>が</u> 必要となる。(略)																			
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状況が継続している</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)																			
(略)																					
(略)																					
洪水警報	氾濫発生情報	(略) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動 <u>等</u> が必要となる。(略)																			
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 <u>であり</u> 、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。(略)																			
(略)																					
<p>応-14</p>	<p>第3 警報等の伝達・周知</p>	<p>第3 警報等の伝達・周知</p>	<p>➤ 組織改編</p>																		

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
<p>応-15 応-16</p>	<p>(1) 及び(2) (略) (図略)</p>	<p>(1) 及び(2) (略) (図略) ※「図1 仙台管区気象台からの気象警報等の伝達系統図」中、「<u>危機対策課</u>」を「<u>復興・危機管理総務課</u>」に修正 ※「水防警報伝達系統図（図2 国土交通大臣が発令する場合）、（図3 知事が発令する場合）」中、「<u>危機対策課</u>」を「<u>復興・危機管理総務課</u>」に修正 ※「図4 指定河川洪水予報伝達系統図」中、「<u>危機対策課</u>」を「<u>復興・危機管理総務課</u>」に修正</p>	
<p>応-17</p>	<p>第2節 防災活動体制 第1 目的 市、<u>防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合</u>、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 (略)</p>	<p>第2節 防災活動体制 第1 目的 市<u>及び</u>防災関係機関は、<u>災害時には</u>、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
<p>応-39</p>	<p>第4節 避難活動 第1 目的 市及び防災関係機関は、<u>災害発生の恐れがある気象情報等が発表された場合、又は大規模な災害が発生した場合は、直ちに警戒体制を整えとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施する</u>とともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。 1 (略)</p>	<p>第4節 避難活動 第1 目的 市及び防災関係機関は、<u>災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難情報の発令等を行う</u>とともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 1 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
<p>応-39</p>	<p>2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等） (1) (略) (2) 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動） 緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する<u>等</u>して避難することが<u>できなかつた</u>等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。 ※ (略)</p>	<p>2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等） (1) (略) (2) 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動） 緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する<u>など</u>して避難することが<u>できなかつた</u>等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。 ※ (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>オ</u> 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	
応-58	<p>(6) 災害情報等の交換</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合</u>において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること</p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第3から第5まで (略)</p>	<p>(6) 災害情報等の交換</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>災害時</u>において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること</p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第3から第5まで (略)</p>	▶ 記述の適正化
応-77	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準 (略)</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準 (略)</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p><u>(5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。</u></p> <p>2 及び 3 (略)</p>	▶ 災害救助法の改正
応-78	<p>4 救助の種類</p> <p>(略) (昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」 <u>最終改正 平成26年3月31日</u>)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>4 救助の種類</p> <p>(略) (昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」 _____)</p> <p>第3 (略)</p>	▶ 記述の適正化
応-83	<p>第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1から第2まで (略)</p> <p>第3 食料</p> <p>1 食料供給体制の確立</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1から第3まで (略)</p> <p>第4 食料</p> <p>1 食料の調達・供給</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 「防災基本計画」の修正</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
<p>応-83</p>	<p>(4) 食料等の調達 ア (略) イ 市は、災害救助法が適用された災害、又は災害救助法が適用されない災害で、市長が必要と認めた場合は、避難所に避難する<u>等</u>炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。 ウ及びエ (略) (新設)</p> <p>(5) から (8) まで (略) 2 及び 3 (略) 第4 から第7 まで (略)</p>	<p>(4) 食料等の調達 ア (略) イ 市は、災害救助法が適用された災害、又は災害救助法が適用されない災害で、市長が必要と認めた場合は、避難所に避難する<u>など</u>炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。 ウ及びエ (略) <u>オ 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(5) から (8) まで (略) 2 及び 3 (略) 第4 から第7 まで (略)</p>	
<p>応-104</p>	<p>第12 節 自衛隊の災害派遣 第1 から第5 まで (略) 第6 派遣部隊の活動内容 (略) 1 災害派遣時に実施する救援活動等 (略) 表中 <u>炊飯</u>及び給水：被災者に対し、<u>炊飯</u>、給水の支援を実施する。 (新設)</p>	<p>第12 節 自衛隊の災害派遣 第1 から第5 まで (略) 第6 派遣部隊の活動内容 (略) 1 災害派遣時に実施する救援活動等 (略) 表中 <u>給食</u>及び給水：被災者に対し、<u>給食</u>、給水の支援を実施する。 <u>入浴支援：被災者に対し、入浴の支援を実施する。</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正 ➤ 記述の適正化</p>
<p>応-105</p>	<p>2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が<u>発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。（略） アからオまで (略) 第7 から第9 まで (略)</p>	<p>2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時<u>_____</u>において、市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。（略） アからオまで (略) 第7 から第9 まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
<p>応-109</p>	<p>第13 節 救急・救助活動 第1 から第5 まで (略) (新設)</p>	<p>第13 節 救急・救助活動 第1 から第5 まで (略) <u>第6 救助・救急用資機材の整備</u> <u>国、県、市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に</u></p>	<p>➤ 「防災基本計画」の修正</p>

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
		<u>努めるものとする。</u>	
応-159	第21節 愛玩動物の収容対策 第1及び第2 (略) 第3 避難所における動物の適正な飼育 (略) 1から6まで (略)	第21節 愛玩動物の収容対策 第1及び第2 (略) 第3 避難所における動物の適正な飼育 (略) 1から6まで (略)	➤ 東北地方環境事務所の役割の追加
応-159	(新設)	<u>7 国（環境省）への連絡調整及び支援要請を行う。</u>	
応-201	第30節 応急公用負担等の実施 第1 目的 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。 第2から第5まで (略)	第30節 応急公用負担等の実施 第1 目的 <u>災害時</u> において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。 第2から第5まで (略)	➤ 記述の適正化
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
復-1	第1節 災害復旧・復興計画 第1 (略) 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 1から3まで (略) 4 職員派遣等の要請 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 (略) 第3から第6まで (略)	第1節 災害復旧・復興計画 第1 (略) 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 1から3まで (略) 4 職員派遣等の要請 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u> (略) 第3から第6まで (略)	➤ 「防災基本計画」の修正
復-8	第2節 生活再建支援 第1 (略) 第2 被災者生活再建支援制度 (略) 1 (略) 2 対象世帯 (1)から(4)まで (略)	第2節 生活再建支援 第1 (略) 第2 被災者生活再建支援制度 (略) 1 (略) 2 対象世帯 (1)から(4)まで (略)	➤ 被災者生活再建支援法の改正

登米市地域防災計画 【風水害等災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考
	(新設)	<u>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</u>	
復-8	3 支給額 (略) (表略) 4 (略)	3 支給額 (略) (表略) ※被災者生活再建支援金の支給額に係る表を最新の情報に更新 4 (略)	▶ 被災者生活再建支援法の改正
復-8	5 被災者生活再建支援法人の指定 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、 <u>(公財) 都道府県会館</u> が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。	5 被災者生活再建支援法人の指定 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、 <u>(公財) 都道府県センター</u> が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。	▶ 記述の適正化
復-8	6 支援金支給手続き (略) 県は、市から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である <u>(公財) 都道府県会館</u> へ送付する。送付を受けた <u>(公財) 都道府県会館</u> は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。 7及び8 (略) 第3から第11まで (略)	6 支援金支給手続き (略) 県は、市から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である <u>(公財) 都道府県センター</u> へ送付する。送付を受けた <u>(公財) 都道府県センター</u> は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。 7及び8 (略) 第3から第11まで (略)	▶ 記述の適正化